

市第57号議案 横浜市手数料条例の一部改正

1 趣旨

食品衛生法及び食品衛生法施行令（以下、「食品衛生法等」という。）の一部改正に伴う営業許可申請手数料等の改正を行うとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、「輸出促進法」という。）の制定に伴い、適合施設認定申請手数料を設定する等の所要の改正を行います。

2 食品衛生法等の一部改正に伴う関係規定の整備

(1) 改正の概要

第2条第33号について次のとおり関係規定を整備します。

ア 食品衛生法等の一部改正による32業種（別紙：営業許可業種の整理）

営業許可業種の新設や再編・統合が行われ、現行の34業種から32業種に整理されました。その内訳は、漬物製造業など新設された6業種、飲食店営業など再編・統合された11業種及び現行から変更がない15業種になります。

このため、営業許可業種及び手数料の一部を改正します。

イ 自動車を利用して行う営業（以下、「自動車営業」という。）

国の通知に基づき県内で許可事務の統一化を図るため、自動車営業の手数料を新たに定めます。

ウ 臨時的な行事において屋台、テント等を利用して行う営業（以下、「臨時営業」という。）

神奈川県条例により屋台型臨時営業の施設基準が新設されるため、臨時営業の手数料を新たに定めます。

(2) 手数料金額

ア 食品衛生法等の一部改正による32業種

(ア) 新設された業種（6業種）

次のとおり、業種ごとに手数料を新設します。

【表1】

新設された業種	手数料（案）
調理機能を有する自動販売機による営業	11,000円
漬物製造業	16,000円
食品の小分け業	
液卵製造業	
複合型そうざい製造業	23,000円
複合型冷凍食品製造業	

※ 金額については、類似する業種を参考に設定しました。

(イ) 再編・統合された業種（11 業種）

手数料の金額に変更はありません。

ただし、統合され廃止となる「喫茶店営業」、「乳酸菌飲料製造業」、「ソース類製造業」は、現在の営業許可期限満了後、改正後の業種の手数料が適用になるため、変更となります。

(ウ) 現行から変更がない業種（15 業種）

手数料の金額に変更はありません。

イ 自動車営業

国の通知に基づき県内で許可事務の統一化を図るため、手数料を新設します。

【表 2】

新設する業種	手数料（案）
飲食店営業（自動車を利用して行う営業）	16,000 円
菓子製造業（自動車を利用して行う営業）	14,000 円
食肉処理業（自動車を利用して行う営業）	21,000 円
魚介類販売業（自動車を利用して行う営業）	9,600 円

ウ 臨時営業

神奈川県条例に施設基準が新設されるため、手数料を新設します。

【表 3】

新設する業種	手数料（案）
飲食店営業（臨時的な行事において屋台、テント等を利用して行う営業）	4,000 円

(3) 施行予定日

ア 食品衛生法等の一部改正による 32 業種の営業許可業種及び営業許可申請手数料の改正並びに自動車営業の営業許可申請手数料の新設（議案第 1 条関係）

令和 3 年 6 月 1 日

イ 臨時営業の営業許可申請手数料の新設（議案第 2 条関係）

令和 4 年 6 月 1 日

3 輸出促進法の制定に伴う適合施設認定申請手数料の新設

(1) 改正の概要

農林水産物や食品の輸出拡大を目的として、令和 2 年 4 月 1 日に輸出促進法が施行されました。輸出する食品の製造、加工等を行う施設の一部は、輸出先国との協議で決められた施設の構造や衛生管理などの要件を求められる場合があります。この要件に適合する施設を「適合施設」といい、国又は本市において、認定事務を行うこととなりました。

このため、第 2 条第 33 号の後に第 33 号の 2 を追加し、新たに適合施設認定申請手数料を定めます。

(2) 手数料金額

同じ事務処理を行う国と同額の手数料を新設します。

【表 4】

対象施設	手数料 (案)
現地調査を要する施設	20,900 円
現地調査を要しない施設	10,400 円

(3) 施行予定日

公布の日

4 魚介類行商等に関する条例（神奈川県条例）に基づく許可申請手数料の削除

(1) 改正の概要

神奈川県においてこの条例が令和3年6月1日に廃止されることに伴い、第2条第36号から第38号までに規定する魚介類行商、魚介類加工業及び発酵乳等販売業の3業種の許可申請手数料を削除します。

(2) 施行予定日

令和3年6月1日

5 と畜場法並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査手数料の削除

(1) 改正の概要

新たにこの検査手数料を横浜市食肉衛生検査所条例で定めることとし、第2条第41号及び第44号を削除します。あわせて必要な文言の改正を行います。

(2) 施行予定日

公布の日

新旧対照表（横浜市手数料条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市手数料条例 平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号</p> <p>議案第 1 条関係</p> <p>（第 1 条省略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（第 1 号から第 32 号まで省略）</p> <p>(33) 食品衛生法第 52 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新（現に受けている当該許可の有効期間が 5 箇月を超える場合に限る。）に係る営業許可申請手数料及び 5 箇月を超えない短期間に係る営業許可申請手数料は、それぞれ当該額に 0.75 を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>ア <u>飲食店営業</u> <u>1 件につき</u> <u>18,000 円</u></p> <p>イ <u>喫茶店営業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>ウ <u>菓子製造業</u> <u>同</u> <u>16,000 円</u></p> <p>エ <u>あん類製造業</u> <u>同</u> <u>16,000 円</u></p> <p>オ <u>アイスクリーム類製造業</u> <u>同</u> <u>16,000 円</u></p> <p>カ <u>乳処理業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>キ <u>特別牛乳搾取処理業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>ク <u>乳製品製造業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>ケ <u>集乳業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>コ <u>乳類販売業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p>	<p>横浜市手数料条例 平成 12 年 3 月横浜市条例第 32 号</p> <p>議案第 1 条関係</p> <p>（第 1 条省略）</p> <p>（手数料）</p> <p>第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（第 1 号から第 32 号まで省略）</p> <p>(33) 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新（現に受けている当該許可の有効期間が 5 箇月を超える場合に限る。）に係る営業許可申請手数料及び 5 箇月を超えない短期間に係る営業許可申請手数料は、それぞれ当該額に 0.75 を乗じて得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>ア <u>飲食店営業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>自動車を利用して行う営業</u> <u>1 件につき</u> <u>16,000 円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) (ア)以外の営業 <u>同</u> <u>18,000 円</u></p> <p>イ <u>調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>ウ <u>食肉販売業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>エ <u>魚介類販売業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>自動車を利用して行う営業</u> <u>同</u> <u>9,600 円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) (ア)以外の営業 <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>オ <u>魚介類競り売り営業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>カ <u>集乳業</u> <u>同</u> <u>11,000 円</u></p> <p>キ <u>乳処理業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>ク <u>特別牛乳搾取処理業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>ケ <u>食肉処理業</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>自動車を利用して行う営業</u> <u>同</u> <u>21,000 円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) (ア)以外の営業 <u>同</u> <u>23,000 円</u></p> <p>コ <u>食品の放射線照射業</u> <u>同</u> <u>23,000 円</u></p>

サ 食肉処理業 同 23,000 円

シ 食肉販売業 同 11,000 円

ス 食肉製品製造業 同 23,000 円

セ 魚介類販売業 同 11,000 円

ソ 魚介類せり売営業 同 23,000 円

タ 魚肉ねり製品製造業 同 18,000 円

チ 食品の冷凍又は冷蔵業 同 23,000 円

ツ 食品の放射線照射業 同 23,000 円

テ 清涼飲料水製造業 同 23,000 円

ト 乳酸菌飲料製造業 同 16,000 円

ナ 冰雪製造業 同 23,000 円

ニ 冰雪販売業 同 16,000 円

ヌ 食用油脂製造業 同 23,000 円

ネ マーガリン又はショートニング製造業
同 23,000 円

ノ みそ製造業 同 18,000 円

ハ 醬油製造業 同 18,000 円

ヒ ソース類製造業 同 18,000 円

フ 酒類製造業 同 18,000 円

ヘ 豆腐製造業 同 16,000 円

ホ 納豆製造業 同 16,000 円

マ めん類製造業 同 16,000 円

ミ そうざい製造業 同 23,000 円

ム 缶詰又は瓶詰食品製造業 同 23,000 円

メ 添加物製造業 同 23,000 円

【新設】

(第 34 号及び第 35 号省略)

(36) 魚介類行商等に関する条例 (昭和 41 年
神奈川県条例第 42 号) 第 3 条第 1 項の規定に
基づく許可申請手数料 (次号及び第 38 号に規
定するものを除く。)

ア 魚介類行商 同 4,900 円
イ 魚介類加工業 同 6,500 円
ウ 発酵乳等販売業 同 4,900 円

(37) 魚介類行商等に関する条例第 3 条第 1 項
の規定に基づく許可の更新 (現に受けている

サ 菓子製造業
(ア) 自動車を利用して行う営業 同
14,000 円
(イ) (ア)以外の営業 同 16,000 円

シ アイスクリーム類製造業 同 16,000 円

ス 乳製品製造業 同 23,000 円

セ 清涼飲料水製造業 同 23,000 円

ソ 食肉製品製造業 同 23,000 円

タ 水産製品製造業 同 18,000 円

チ 冰雪製造業 同 23,000 円

ツ 液卵製造業 同 16,000 円

テ 食用油脂製造業 同 23,000 円

ト みそ又はしょうゆ製造業 同 18,000 円

ナ 酒類製造業 同 18,000 円

ニ 豆腐製造業 同 16,000 円

ヌ 納豆製造業 同 16,000 円

ネ 麺類製造業 同 16,000 円

ノ そうざい製造業 同 23,000 円

ハ 複合型そうざい製造業 同 23,000 円

ヒ 冷凍食品製造業 同 23,000 円

フ 複合型冷凍食品製造業 同 23,000 円

ヘ 漬物製造業 同 16,000 円

ホ 密封包装食品製造業 同 23,000 円

マ 食品の小分け業 同 16,000 円

ミ 添加物製造業 同 23,000 円

【削除】

【削除】

(33) の 2 農林水産物及び食品の輸出の促進に
関する法律 (令和元年法律第 57 号) 第 17 条第
2 項の規定に基づく適合施設認定申請手数料
ア 現地調査を要する施設 同 20,900 円
イ 現地調査を要しない施設 同 10,400 円

(第 34 号及び第 35 号省略)

(36) から (38) まで 削除

<p>当該許可の有効期間が5箇月を超える場合に 限る。)に係る許可申請手数料</p> <p>ア 魚介類行商 同 2,450円 イ 魚介類加工業 同 3,250円 ウ 発酵乳等販売業 同 2,450円</p> <p>(38) 魚介類行商等に関する条例第3条第1項 の規定に基づく5箇月を超えない短期間に係 る許可申請手数料</p> <p>ア 魚介類行商 同 2,450円 イ 魚介類加工業 同 3,250円 ウ 発酵乳等販売業 同 2,450円</p> <p>(第39号及び第40号省略)</p> <p>(41) と畜場法第14条第1項から第4項までの 規定に基づく獣畜のと畜検査手数料</p> <p>ア 健康な獣畜 生後1年以上の牛及び馬 1頭につき 600円 豚 同 300円 生後1年未満の牛 同 300円 めん羊及び山羊 同 150円</p> <p>イ 疾病を有していると認められる獣畜又は と畜場法第13条第1項第2号若しくは第3 号の規定に該当する獣畜 同 1,500円</p> <p>(42) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関 する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定 に基づく食鳥処理事業許可申請手数料 1件に つき 19,000円</p> <p>(第43号省略)</p> <p>(44) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関 する法律第15条第1項から第3項までの規定 に基づく食鳥検査手数料 1羽につき 5円</p> <p>(45) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関す る法律第16条第1項の規定に基づく確認規程 認定申請手数料 1件につき 5,500円</p> <p>(第46号から第184号まで省略) (第3条から第8条まで省略)</p> <p>議案第2条関係</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(手数料)</p>	<p>(第39号及び第40号省略)</p> <p>(41) 削除</p> <p>(42) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関 する法律(平成2年法律第70号)第3条の規定 に基づく食鳥処理事業許可申請手数料 同 19,000円</p> <p>(第43号省略)</p> <p>(44) 削除</p> <p>(45) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関す る法律第16条第1項の規定に基づく確認規程 認定申請手数料 同 5,500円</p> <p>(第46号から第184号まで省略) (第3条から第8条まで省略)</p> <p>議案第2条関係</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(手数料)</p>
---	---

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第32号まで省略)

(33) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新(現に受けている当該許可の有効期間が5箇月を超える場合に限り。)に係る営業許可申請手数料及び5箇月を超えない短期間に係る営業許可申請手数料は、それぞれ当該額に0.75を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

ア 飲食店営業

(ア) 自動車を利用して行う営業 1件につき 16,000円

(イ) (ア)以外の営業 同 18,000円

(第33号の2から第184号まで省略)

(第3条から第8条まで省略)

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(第1号から第32号まで省略)

(33) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定に基づく営業許可申請手数料は、それぞれ次のとおりとし、更新(現に受けている当該許可の有効期間が5箇月を超える場合に限り。)に係る営業許可申請手数料及び5箇月を超えない短期間に係る営業許可申請手数料は、それぞれ当該額に0.75を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

ア 飲食店営業

(ア) 臨時的な行事において屋台、テント等を利用して行う営業 1件につき 4,000円

(イ) 自動車を利用して行う営業 同 16,000円

(ウ) (ア)及び(イ)以外の営業 同 18,000円

(第33号の2から第184号まで省略)

(第3条から第8条まで省略)

現行の許可業種 (34業種)

(カッコ内は現行手数料)

整理後の許可業種 (32業種)

(カッコ内は手数料案)

飲食店営業 (18,000円)	統合	飲食店営業 (11,000円)	新設された業種 (6業種)	
喫茶店営業 (11,000円)		漬物製造業 (16,000円)		
菓子製造業 (16,000円)	統合	食品の小分け業 (16,000円)		
あん類製造業 (16,000円)		液卵製造業 (16,000円)		
食用油脂製造業 (23,000円)	統合	複合型そうざい製造業 (23,000円)		
マーガリン又はショートニング製造業 (23,000円)		複合型冷凍食品製造業 (23,000円)		
みそ製造業 (18,000円)	統合	食用油脂製造業 (23,000円)	再編・統合された業種 (11業種)	
醤油製造業 (18,000円)		みそ又はしょうゆ製造業 (18,000円)		
缶詰又は瓶詰食品製造業 (23,000円)	一部統合	密封包装食品製造業 (23,000円)		
ソース類製造業 (18,000円)		乳製品製造業 (23,000円)		
乳製品製造業 (23,000円)	一部統合	乳製品製造業 (23,000円)		
乳酸菌飲料製造業 (16,000円)		清涼飲料水製造業 (23,000円)		
清涼飲料水製造業 (23,000円)	一部統合	清涼飲料水製造業 (23,000円)		
魚介類販売業 (11,000円)		魚介類販売業 (11,000円)		
食肉販売業 (11,000円)		食肉販売業 (11,000円)		※ 包装品のみを販売する業を除外
魚肉ねり製品製造業 (18,000円)		水産製品製造業 (18,000円)		※ 包装品のみを販売する業を除外 ※ 魚肉ねり製品製造業を改編
食品の冷凍又は冷蔵業 (23,000円)		冷凍食品製造業 (23,000円)		※ 食品の冷凍又は冷蔵業を改編
集乳業 (11,000円)		集乳業 (11,000円)	現行から変更がない業種 (15業種)	
アイスクリーム類製造業 (16,000円)		アイスクリーム類製造業 (16,000円)		
豆腐製造業 (16,000円)		豆腐製造業 (16,000円)		
納豆製造業 (16,000円)		納豆製造業 (16,000円)		
めん類製造業 (16,000円)		麺類製造業 (16,000円)		
酒類製造業 (18,000円)		酒類製造業 (18,000円)		
乳処理業 (23,000円)		乳処理業 (23,000円)		
特別牛乳搾取処理業 (23,000円)		特別牛乳搾取処理業 (23,000円)		
食肉処理業 (23,000円)		食肉処理業 (23,000円)		
魚介類せり売営業 (23,000円)		魚介類競り売り営業 (23,000円)		
食品の放射線照射業 (23,000円)		食品の放射線照射業 (23,000円)		
食肉製品製造業 (23,000円)		食肉製品製造業 (23,000円)		
氷雪製造業 (23,000円)		氷雪製造業 (23,000円)		
そうざい製造業 (23,000円)		そうざい製造業 (23,000円)		
添加物製造業 (23,000円)		添加物製造業 (23,000円)		

届出に移行した業種

乳類販売業 (11,000円)
氷雪販売業 (16,000円)